鶴田不動産 コラム

VOL.8「不動産屋の調査」

第8回目の今回のテーマは、ずばり「不動産屋の調査」 についてです。

- 不動産に調査はつきものです。
- ここでは、どんなことをどんなふうに調査しているのか。
- ▶ その一端をご紹介いたします。

- 1. 道路調査の目の付けどころ
- ▶ ・「道路」の調査は、不動産の物件調査で最も基本で重要なことです。
- 道路の管理者を調べる。(公道、私道)←役所に行きます。
- ▶ 建築基準法の道路か調べる。←役所に行きます。
- ▶ 道路の種類を調べる。←役所に行きます。
- ▶ (道路の種類)
- ▶ 国道
- ▶ 都道府県道
- ▶ 市(区)町村道
- ▶ 私道
- ※国道調査は、結構大変なんです。
- ▶ 国道道路管理事務所に行くのですが、
- その事務所が、へんぴなとこが多い上に資料をくれないことも。

- 2. 境界調査の目の付けどころ
- ・境界標識の種類は?
- ▶ 金属プレート
- ▶ 金属鋲(びょう)※道路にあるネジなんかもそう。
- コンクリート杭(頭が十字になっているやつです)
- ▶ 赤ペンキ・・・etc
- ・良く探さないと境界をなかなか探せない時があります。
- ▶ ブロック塀の角の下に隠れていたり、雑草、ゴミ、錆びているものも。
- ▶ 道の真ん中にもあったりします。※私道のときなど。
- ▶ うっかり植栽に手をかけてどかそうとしたら、毛虫に刺されたり、
- ▶ 結構、大変です。※毛虫=茶毒蛾(ちゃどくが)というらしいです。

- 3. 宅地調査の目の付けどころ
- ▶ 地積(土地面積)※公簿面積(登記簿面積)と実測面積があります。
- ▶ 形状 ※なるべく正方形に近い方が良いです。
- ▶ 地盤 ※固いところが良いです。
- ▶ 汚染 ※工場跡地は要注意。
- ▶ 高低 ※奥の方が高いとか。
- ▶ 隣地(お隣さん)、近隣など。※どんな感じか。
- ▶ 近隣の騒音(振動)、日あたりなんかも大事です。
- ▶ あと、電信柱の位置とか高圧線がないか・・・etc
- ▶ 住宅街なんか「キョロキョロ」あたりを見回した上に
- ▶ 写真を撮ります。結構、怪しい人になります。
- 不審者がられることも・・・
- ▶ 結構、大変です。

- ▶ 4. 不動産物権の目の付けどころ
- 制限物権を調べます。※登記簿で調べます。
- ▶ ·制限物権
- ▶ 用益物権 → 地上権、地役権など
- ▶ ※他人の不動産を一定の範囲で利用する権利のことです。
- ▶ ※上空と地下にあっても地上権です。(高圧線、地下鉄など)
- ▶ 担保物権 → 留置権、先取特権など
- ※お金を払うまで引き渡さないとか。
- 賃借権、抵当権など
- ▶ 賃借権、地役権(通行地役権)などは、
- 登記されていないものが多いです。
- やっぱり、現地を見ないことには、始まりません。
- ▶ 人の家の水道管が自分の敷地に入っているとかは、
- 所有者しか分かりません。

- ▶ ところで
- ▶ 「調査って結構難しい?」
- ▶ 良く、刑事さんとか「現場100回」とか言いますよね。
- ▶ 不動産調査も「現場(現地)確認」が一番重要です。
- ▶ ※何度も行くことも・・・
- ▶ 建物も、朽ちた(お化け屋敷みたい)ものもあったり、なんか怖さを
- ▶ 感じてしまうこともあります。※ガラスが割れてたり、落書きとか・・・
- でも、その建物は、どんな権利で建てられているのか、
- なぜ、そこに存在しているのかを調査しなければなりません。
- ▶ ※結構、使命感があります。
- ▶ ※「借地権」は、建物が登記されていると、
- ▶ 土地賃貸借の登記がなくてもOKなんですよ。
- ▶ 建物の表札も要チェックです。※実際の居住者しらべ。

今回の格言

「登記が正しいとは、限らない」

- ▶ 日本の不動産登記では、「公示あって公信なし」と言われています。
- ▶ 真実の権利関係(所有者とか)と登記の記載が異なっているときは、
- ▶ 仮にその登記を信用しても、これを保護することができないのが、
- ▶ 原則となります。
- ▶ 真実の権利関係より、登記簿の記載を優先させるわけにはいかない
- ▶ ということです。
- ▶ やっぱり、不動産取引には専門家が必要ですね。